

### 3. 核時代に憲法第9条を 考える

第五福竜丸乗組員が被爆したビキニ環礁  
のアメリカ製の水爆は、  
ヒロシマ型原爆の 1000 倍の威力。



ソ連が実験で使用した水爆は、  
ヒロシマ型原爆の 3300 倍の威力。



世界の核兵器 = ▲ と原発 = ■

総数 約17,000発 426基



原発がある国・地域			核兵器がある国	
アルゼンチン	ドイツ	スロベニア	<b>NPTで核保有が許されている国</b> ロシア    中国 米国    英国 フランス	
アルメニア	ハンガリー	南アフリカ		
ベルギー	日本	スペイン		
ブラジル	韓国	スウェーデン		
ブルガリア	メキシコ	スイス		
カナダ	オランダ	ウクライナ		
チェコ	ルーマニア	台湾		
フィンランド	スロバキア			
				インド    パキスタン
				北朝鮮    イスラエル

## 日本と核問題

石破茂自民党政調会長(当時) 福島原発事故後のニュースインタビュー



# 日本は潜在的核保有国

石破茂自民党政調会長(当時)「原発は核武装のために必要」  
福島原発事故後のニュースインタビュー



石破茂自民党政調会長 原発は核武装のために必要

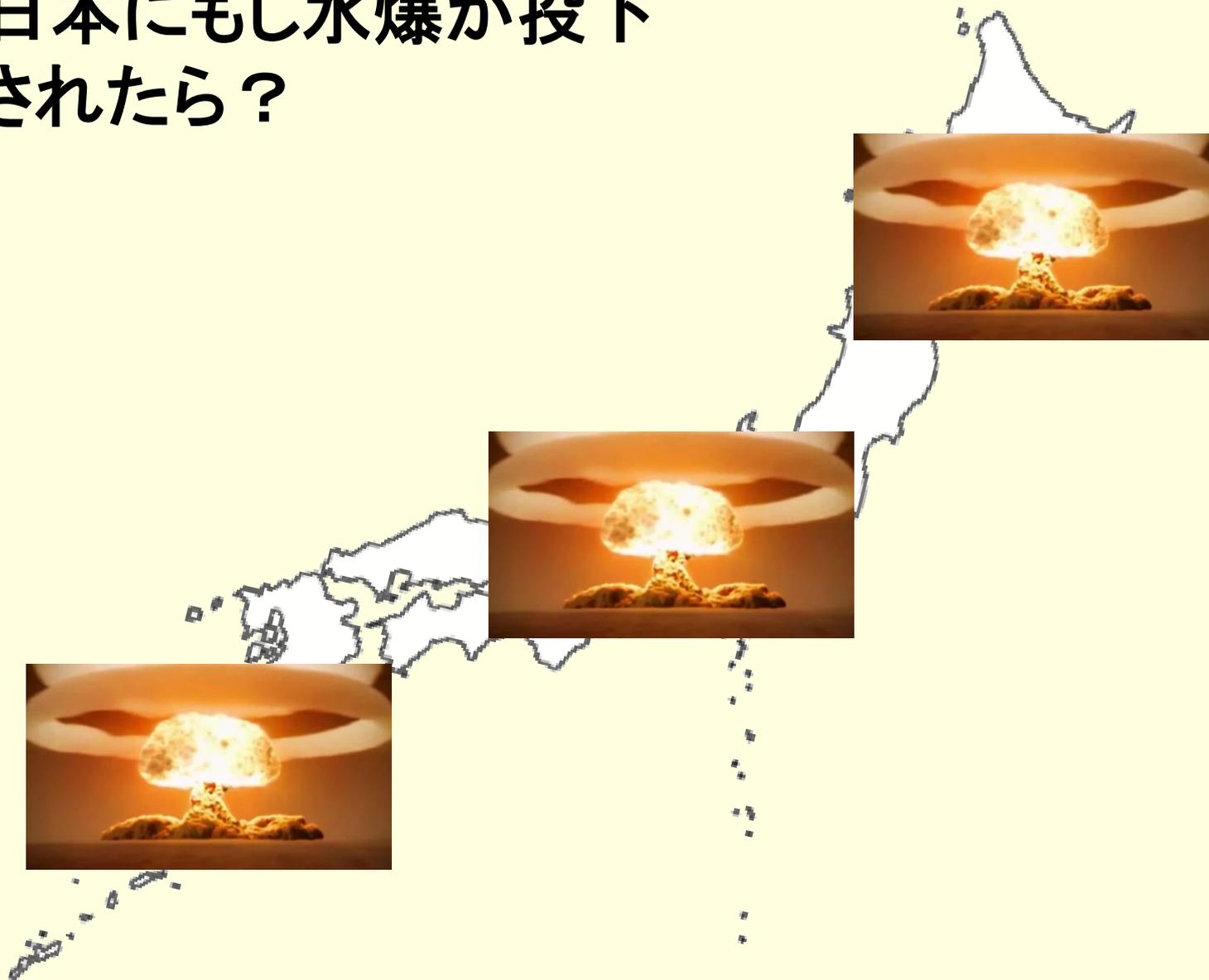
日本は核を作ろうと思えばいつでも作れる、一年以内に作れるという状態にしておくのが「抑止論」。

# 日本の原発の場所と自衛の限界



日本の原発数  
54基

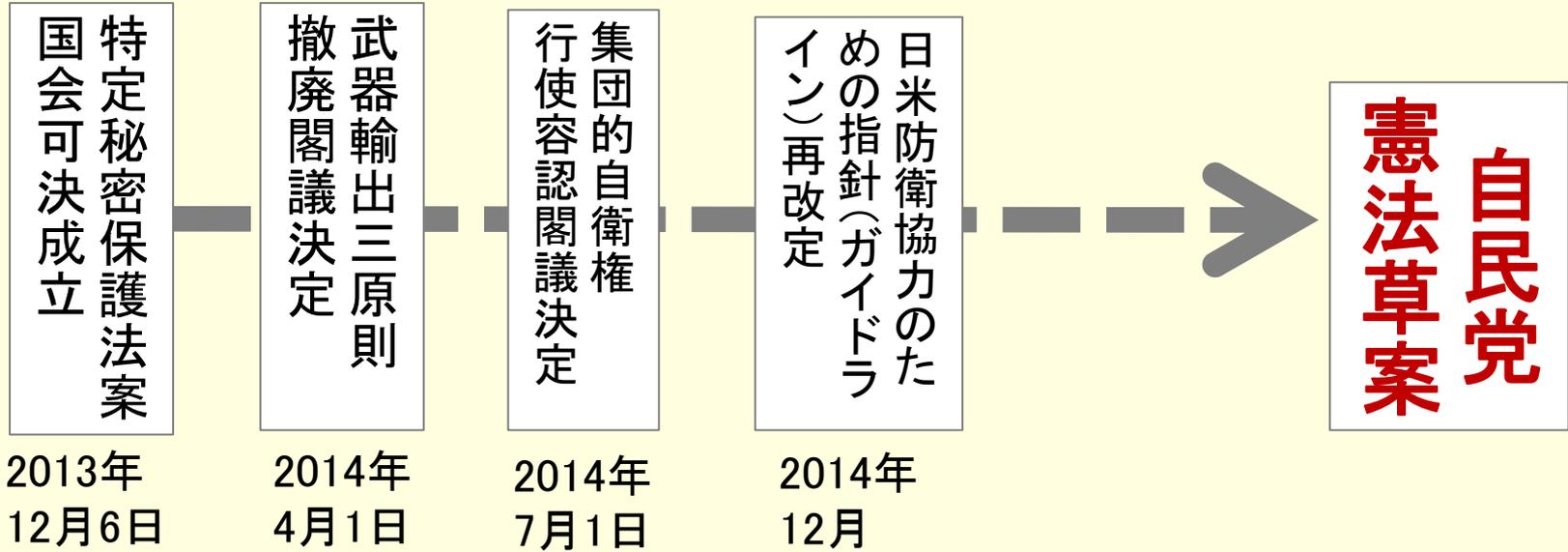
日本にもし水爆が投下  
されたら？



# 2014年7月1日 集団的自衛権行使のため憲法解釈による改憲を閣議決定



## 安倍内閣の国防戦略



~~国民主権~~

~~基本的人権の尊重~~

~~平和主義~~

~~日本国憲法~~

# 日本国憲法前文

## 現 行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果とわが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに世界の平和と協和を期す。

**日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 自民党草案

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、第二次世界大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越え

**日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、**

経済、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を進め、国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

# 日本国憲法前文

## 現 行

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

享受する。これは人類普遍の原理である。この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとして決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

## 自民党草案

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。

我々は、憲法の精神と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守り

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。

## 第二章 戦争の放棄 第9条

### 現 行

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 自民党草案

第9条

1 日本国民は、

国権の行使は、国際紛争を解決する手段としては、認めない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第9条の2(国防軍)

1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人、その他の公務員がその職務の実施に伴う

6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

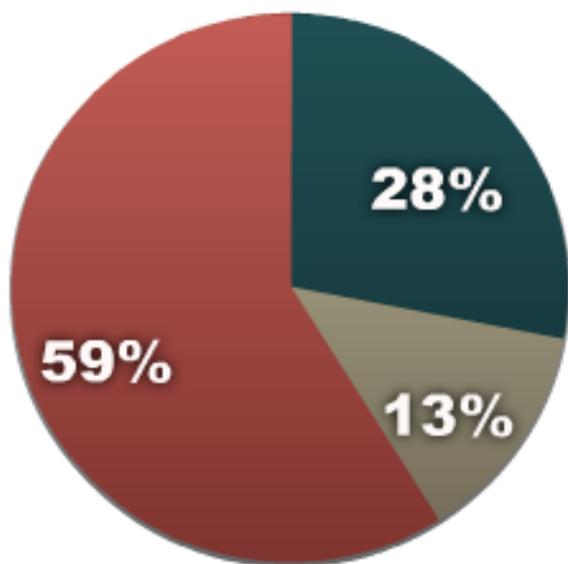
国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

第9条の3(領土等の保全等)

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

## 集団的自衛権

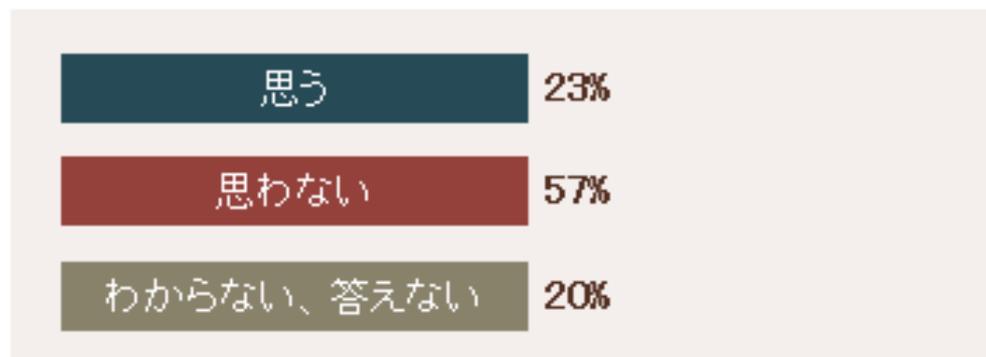
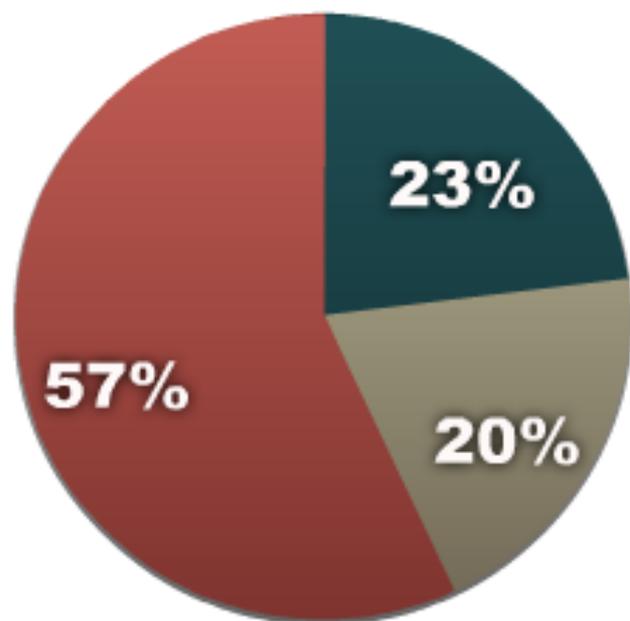
日本は、憲法第9条で、他国から直接攻撃を受けた場合のみ、武力行使することができると言われてきました。安倍内閣は、憲法第9条のまま、日本と密接な関係にある国が攻撃を受けて、日本国民にも明らかな危険があると判断したときには、日本が攻撃されていないだけでも、集団的自衛権を使って、海外で、自衛隊が武力行使できると解釈の変更を決めました。あなたは、この決定を支持しますか、支持しませんか？



支持する	28%
支持しない	59%
わからない、答えない	13%

テレビ朝日 7/26,27

あなたは、日本が集団的自衛権を行使できるようになることで、日本の安全が高まると思いませんか、思いませんか？



集团的自衛権「反対」50%、「賛成」34% 本社世論調査 日経新聞 6/27～29

集团的自衛権は

使えるように  
すべきだ

使えるように  
すべきだではない

34%

50%

どちらともいえない／わからない

集団安全保障での武力行使参加に

賛成

反対

35%

50%

どちらともいえない／わからない

憲法解釈変更による容認に

賛成

反対

29%

54%

どちらともいえない／わからない